

第三章 業務実施のための環境整備

1 人材の確保・育成

各地域における様々な課題への対応力を備えるため、センターには、前章に示したような事業を企画立案し、円滑に遂行しうる幅広い能力を備えた人材を配置する必要がある。特に、相談対応については、相談者の機微な問題を的確に理解し、関係機関と連携し、適切な解決策や支援策を提供することが必要となる。

そのために地方公共団体は、センター職員への研修等の機会の提供による職員の効果的・継続的な資質の向上や、健康に配慮した勤務環境を用意し、能力と業務に見合った処遇に配慮することが求められる。

また、センター職員自身も積極的に研修を受講するとともに、事業の実践や他のセンターの職員等との交流を通じて、多様な経験を積み重ねながら、地域の課題解決に向けて主体的に取り組むことが重要である。

センター職員の育成に当たっては、下記の能力が培われるよう研修プログラム等を機構でも構築するとともに、個々のセンターで業務内容に応じたマニュアルを作成すること等により、実務に円滑に取り組めるような環境を整備することが必要である。

(センター職員に求められる能力¹⁴⁾)

- 専門的な知識・資格

女性活躍・男女共同参画に関する幅広い知見。特に、我が国の業務に関連する法制度、地域の条例、都道府県男女共同参画計画等に加え、センター設立等の歴史的な経緯等に関する知識を有すること。また、業務に関連した専門性のある資格¹⁵を持つこと。特に相談対応については、高度な専門性として傾聴やカウンセリング技術等。

- 地域内での関係機関との連携力

行政、企業、学校、NPO等をはじめとする地域の多様な関係機関・団体と日常的に連絡・協力できる信頼関係を構築し、互いの立場を尊重しながら時には利害対立を乗り越えるために必要な調整を行い、地域が一体となって女性活躍・男女共同参画を進められるよう連携・協働する能力。

- 地域課題の把握力

地域住民へのアンケート調査や各種の統計、調査結果から地域が抱える課題やニーズを的確に把握、分析することで、それらの原因や所在を特定する能力。

- 事業実施力

特定された地域の課題の解決やニーズの実現を目指すため、関係者と連携・協働しながら、然るべき事業を検討の上、実施する能力。

- 情報管理能力

¹⁴ それぞれの能力は職員としての役割に応じて段階的に身につけていくものであり、個々の強みを生かしながら、センター全体として補い合うことが重要である。求められる能力を各職員がすべて備えなければならないというものではない。

¹⁵ 実態調査を通じて、一部のセンターでは、教員、キャリアコンサルタント、保育士、司書、産業カウンセラー、公認心理師、社会福祉士等の資格を保有する職員が在籍することが分かった。

相談者からの相談内容や個人情報適切に取り扱う能力。

- デジタルリテラシー

業務に必要なデジタルツールを、情報セキュリティや個人情報保護にも留意しつつ十分に活用できる能力。また、業務のデジタル化を進め、効率的な業務の在り方を追求できる能力。

2 男女共同参画センターの運営及び指定管理の場合における留意点

センターの運営形態としては、地方公共団体が直接運営する、いわゆる「直営」と、指定管理等を含め民間団体に運営を委ねる、いわゆる「民営」がある。実態調査の結果、都道府県では「公設公営」、「公設民営（指定管理）」の割合はそれぞれ約4割、政令指定都市では「公設公営」が約2割、「公設民営（指定管理）」が5割以上、市区町村では「公設公営」が約7割、「公設民営（指定管理）」が約2割となっている¹⁶。

「直営」の場合、地方公共団体内の関係部局とのやり取りが円滑にできるといった利点が挙げられる一方、センター職員が数年おきの人事異動により入れ替わるケースが多いため、知識とノウハウの蓄積や、新たに着任した職員のキャッチアップが課題として挙げられる。

「民営」の場合、指定管理者、受託者の得意分野やネットワークを活かした事業を行いやすいといった利点が挙げられる。その一方、契約期間中に新たな政策課題（例えば災害時における男女共同参画の視点からの事前の備えや避難所運営の重要性等）が生じた場合、契約内容が硬直的であると柔軟に対応できない可能性があることや、現在の管理者・受託者が継続して運営を行うことが確実ではないため、長期的な視点に立った職員の確保・育成が難しい等の課題が指摘されている。

これらの課題に対応するための取組例として以下が考えられる。

（取組例）

- 特にセンターが「直営」の場合、センター職員が、着任してすぐに必要な知識、ノウハウを学ぶことできるように、機構が開発、提供することとされている初任者研修プログラムに加えて、勤務年数に応じた体系的な研修プログラムや教材を積極的に活用する。
- センターが「民営」の場合、運営法人等が地域における男女共同参画の推進の役割を適切に果たせるかどうかという観点から、男女共同参画に関する理解、人材の確保と育成に関する方針、関係機関・団体との連携、相談対応に必要な知識の取得などについて、指定管理者の要件としたり、選定の際に確認したりする。
- 「民営」の場合であっても、地方公共団体の男女共同参画部局以外の他部局や外部の関係機関・団体との円滑な情報共有や連携・協働が図られるよう体制を構築する。災害時や緊急時においても、センターが地域の支援拠点として機能できるよう、関係機関との連携体制や対応マニュアルの整備を進める。
- 「直営」、「民営」に関わらず、定期的・客観的に業務の状況や成果・効果等を把

¹⁶ そのほか、公設民営（指定管理以外）や無回答もある。

握・評価し、その後の事業にフィードバックするPDCAサイクルを導入するとともに、新たな政策課題が生じた場合には、柔軟な対応を可能とする体制や仕組みを整える。評価に当たっては、第三者評価、利用者からのフィードバック収集の仕組みを活用する。

3 男女共同参画センター設置に当たっての留意点

センターは、冒頭に述べたとおり、これまでは、男女共同参画のための総合的な施設として理解されてきた。しかしながら、基本法第3条から第7条までに規定された男女共同参画社会の形成についての5つの基本理念や、「第二章 男女共同参画センターの業務」を踏まえ、基本法第18条第2項の「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」としての機能を十分に果たすことが可能であれば、必ずしもセンター単独の施設が必要というものではなく、既存の施設にセンターの名称・機能を付与することも考えられる。一方、一定の事業を行う場合には、然るべき設備を整えることが望ましい場合もあり、例えば、以下のような場合には、単独の施設を置く方が利用者にとってより良い環境を整えうるとも考えられる。

- 相談対応を実施する際には、相談内容や個人情報第三者に漏洩しないようプライバシーの保護に留意する必要があるため、来訪による相談の場合は個室で対応する等、相談者が安心して相談できる環境を整えること。
- DV関連の相談対応を行う場合は、被害者及び同伴者の安全確保のために、あらかじめ避難経路を確保すること。
- 図書機能を設ける際に、女性活躍・男女共同参画に関する図書や資料を分類ごとに整理・配列することや、利用者のための閲覧スペースを確保すること。
- 研修・講座や交流事業、関係機関との勉強会などを安定的かつ柔軟に実施できるスペースが確保され、地域の男女共同参画推進の拠点としての役割を果たすこと。

なお、センターの設置については、必ずしも条例という法形式によらなければならないものではないが、条例で設置された場合には、センターが住民の意思に基づいて設置されているということが担保され、関係機関・団体との連携・協働の構築が円滑に行いやすい、規程等で置かれた場合に比べて安定的な設置が確保できるといった利点が考えられる。

また、センターを設置した場合には、センターであることが分かる適切な名称を付与するとともに、設置した事実を住民に分かりやすく公表する必要がある。

4 地方公共団体間の連携の在り方

全国的に進行する人口減少・高齢化等の社会構造の変化は、地方公共団体において施策・事業を展開していくことの持続可能性にも影響を及ぼしている。今後、更に厳しさを増すと予想される人的資源制約の中で、安定的、持続的かつ効率的に実施するため、あらゆる施策・事業を単独の地方公共団体のみで行うのではなく、地方公共団

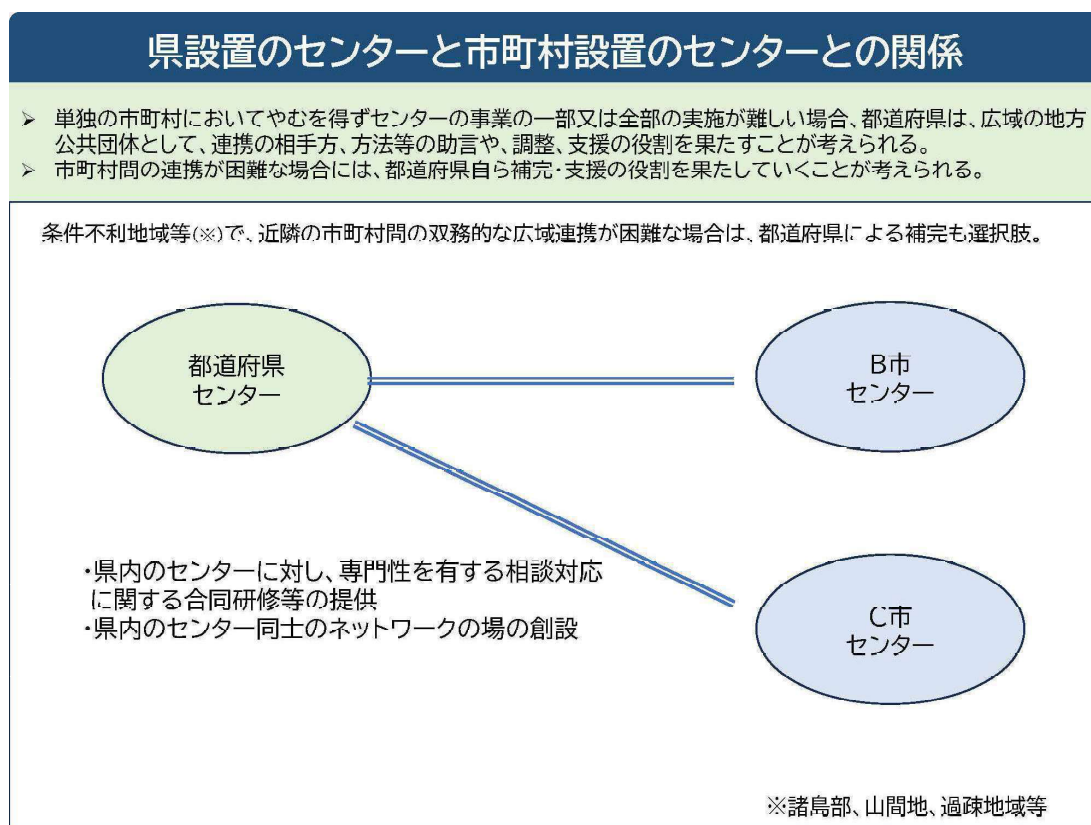
体間の連携により提供することを進めていくことも必要である。

(1) 都道府県設置のセンターと市町村設置のセンターとの関係

日本の地方公共団体は、市町村¹⁷と都道府県の2層制であり、地方自治法上、市町村は基礎的な地方公共団体、都道府県は広域の地方公共団体である。

市町村は、最も住民に身近な行政主体であり、日常生活に密接に関わる施策・事業を実施する。一方で都道府県は、基本的には市町村の自主性・自立性を尊重しつつ、市町村の求めに応じて、市町村が処理することが難しい広域にわたる施策・事業の実施や市町村間の連絡調整を行う。

したがって、市町村設置のセンターは地域住民に密着した相談対応や講座等の事業を展開する一方、都道府県設置のセンターは、市町村設置のセンターでは対応が困難な、より専門的な相談対応を行ったり、都道府県全体の女性活躍・男女共同参画に関する調査研究等により、より広域的な視点からの課題の把握を行ったりすること等が考えられる。



このようにお互いの特性を活かして適宜役割分担を行った上で、単独の市町村においてセンターの事業の一部又は全部の実施が難しい場合、都道府県は、特に地方において、広域の地方公共団体として、市町村間の広域連携が円滑に進められるよう、市町村の求めに応じ、連携の相手方、方法等の助言や、調整、支援の役割を果たすことが求められているが、市町村間の連携が困難な場合には自ら補完・支援の役割を果た

¹⁷ 東京 23 区も地方自治体法上の基礎的な地方公共団体とされている。

していくことも必要である。なお、こうした広域連携は、地域の実情に応じ、自主的な取組として行われるものであり、多様な手法の中から、最も適したものを市町村が自ら選択することが適当である¹⁸。

(2) センターの共同設置

単独の市町村でセンターの設置が難しい場合¹⁹、まず考えられる連携の在り方としては近隣の市町村とのセンターの共同設置が挙げられるが、近隣市町村との間で双務的な役割分担が困難な場合は、都道府県との共同設置²⁰も考えられる。

このようにセンターを共同設置する場合、地方自治法上の広域連携の種類のうち、「機関等の共同設置」を活用することが考えられるが、一般的な方法として地方自治法に基づかず、事務協定（私法上の契約）によることも可能である。

なお、地方自治法上の広域連携の種類については、法人の設立が不要な「連携協約」「協議会」「機関等の共同設置」「事務の委託」「事務の代替執行」、別法人の設立が必要となる「一部事務組合」「広域連合」がある²¹。

(3) 近隣のセンター相互の連携

単独のセンターではセンターの機能を十分に発揮できないという場合には、近隣の市町村と役割分担して事業を行うことが考えられる。

具体的には、ある市のセンターにおいては専門性を有する相談対応が難しい場合や、家庭の悩みやDV被害といった身近なセンターでは相談しづらい場合は、隣の市のセンターで受け付けてもらうことを事務協定で取り決めることが考えられる。

このほか、政令指定都市や中核市が周辺の市町村に対してセンター職員の育成のための専門的な研修への参加を呼びかける等、単独の市町村では実施が難しい、あるいは効率的ではない事業を共同で行うことが考えられる。

¹⁸ 総務省地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000693733.pdf（令和2年）

¹⁹ 基本法第18条第2項において、地方公共団体は、センターとしての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとされている。

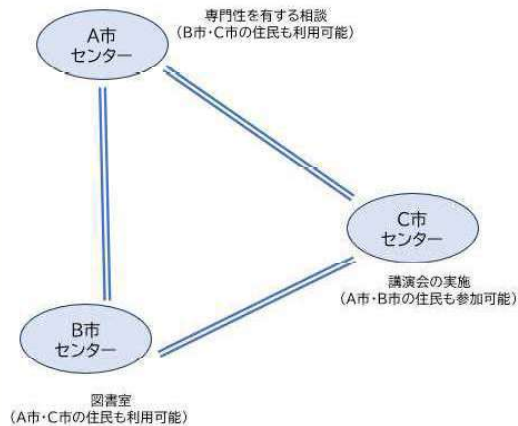
²⁰ こうち男女共同参画センター「ソーレ」は、高知県と高知市で共同設置されている。（令和7年10月時点で全国唯一）

²¹ 総務省「地方自治制度 | 広域行政・市町村合併」<https://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>

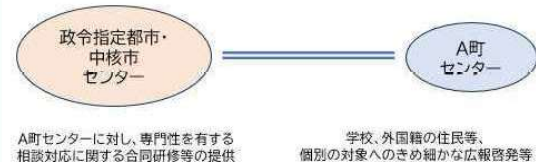
近隣のセンター相互の連携

- 単独のセンターでは十分な機能を果たせない場合や、より広域の関係機関や民間団体、相談事業の専門家等と連携を取る必要がある場合、近隣のセンターとの連携が考えられる。
- 連携に当たっては、地方自治法上の類型だけでなく、事務協定によることも可能。

①近隣の市町村間で連携する場合
同程度の規模・能力がある都市の間で、双務的な役割分担を行う。



②政令指定都市・中核市(人口20万人以上)とそれ以外の市町村間で連携する場合



5 男女共同参画機構との連携・協働

機構は、男女共同参画促進施策に関係する地方公共団体の機関等とネットワークを構築し、活動に資する男女共同参画に関する情報や最先端の知見等を収集・整理し、また、それらの情報等を積極的かつ効果的に提供することにより、地方公共団体の実施する男女共同参画施策を強力にバックアップする。

センターにおいては、基本法に定められたとおり、その業務を行うに当たり、機構と密接に連携することにより、地域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を効果的に進めるよう努める必要がある。

機構とセンターが連携・協働する取組例として以下が考えられる。

(1) 地域・社会におけるニーズの把握と対応の充実

- 機構は、地域における男女共同参画に関する状況と課題等を集約するために必要な調査手法や研修プログラムの開発、将来的な情報プラットフォームの構築等を行い、センターはそれらを活用することにより地域における男女共同参画の推進状況や課題を把握するための調査等を行う。
- 機構は、各センターが把握した地域の様々な課題や事業のニーズ等について、定期的に収集・整理すること等により、地域ごとにきめ細かな課題把握・分析を行い、その結果についてセンターや地方公共団体等への共有を行う。
- センターは、機構による研修等により習得するノウハウを活かし、様々な調査や、相談支援、出前講座等の取組の機会を通じて、地域の課題や住民のニーズを効果的に把握する。

- 機構が将来的な整備を検討している情報プラットフォームにおいて、災害時における避難所や支援物資のニーズに係る情報を共有する。

(2) 利用者層の拡大

- 機構が作成する動画コンテンツを効果的に活用した啓発や、オンラインでの参加が可能な講座を増やすこと等により、若年層の利用・参加の拡大を図る。
- 機構が行う、政策テーマごとにどのようなターゲットに訴求すべきか、またそのためにどのような方法が有効か等の効果的な広報啓発のノウハウに関する研修の成果を生かし、センターが自らの広報啓発活動を強化する。

(3) 調査研究等の充実・強化

- 機構は、地域の課題を把握するため、就労状況など統計データを地域別に集計・整理する。また、全国各地のセンターから地域における男女共同参画に関する状況と課題等を集約するために必要な調査手法等について検討の上、センター等に提供するとともに、調査手法等に関するセンターからの個別の相談を受け付け、アドバイスを行う仕組みを構築する。その上で、センターはそうしたデータや研修プログラム等を活用しつつ、地域における男女共同参画の推進状況や課題を把握するための調査等を行う。
- 機構は、国際会議や国際的な連携の下で進める取組等において、機構における調査結果や、センターの取組を始めとする日本国内における優良事例等の積極的な発信を行うとともに、男女共同参画に関する国際動向や海外の先進事例等について収集・整理し、センターに対し広く情報提供する。センターはそうした国際的な動向や海外の先進事例等も参考にしながら業務の企画立案等を行う。

(4) 関係機関との連携強化とネットワーク構築

- 機構は、各地のセンターにおける関係機関との連携状況に関する調査を行い、センターに対して好事例の横展開を行うとともに、関係機関とのネットワークの構築やその運用について情報提供を行い、センターは地域におけるネットワーク構築に活用する。
- 機構はセンターに対し、若年層や男性の関心が高いテーマも含め、地域の企業向けの講座や学校における出前講座を実施するための基本的な教材等を開発・提供し、センターは地域の企業や経済団体、地域の学校や教育委員会等に対する研修を実施する。
- 機構は、センター長会議や、地方公共団体の男女共同参画部局の担当者による会議、地域ブロックごとのセンター同士の情報共有や意見交換の場を設ける。

(5) 職員の育成・専門性向上

- 機構は、センター長、管理職、初任者等の階層別、あるいは男女共同参画の基礎知識（男女共同参画に関する用語の定義や解説集等）や、事業の企画（広報・啓

発、調査研究、相談対応等)、他の施策分野(経済、福祉、教育、防災等)との連携、女性デジタル人材育成について、研修プログラムを開発し、センターがそれを受講し、地域の多様な課題及びニーズに応じた男女共同参画に係る事業の企画・実施のための専門性向上を図る。

- 機構は、オンライン研修についてオンデマンドでの視聴を可能とし、研修の一部コンテンツを広く配信することで、地域で男女共同参画に取り組む多くの関係者との共有を図る。センターは、機構が男女共同参画に取り組む関係者に向けて広く配信する動画や資料等を、センター職員のみならず、地域で男女共同参画に取り組む多くの関係者と共有する。
- 機構は、各地のセンターの個別事業の実施・評価等についてセンターに助言を行うとともに、講師の専門分野や実績等を掲載した人材バンクを作成し、センターに情報提供し、センターは事業の企画・実施に活用する。

(6) 体制等の確保

- 機構は、各センターの人員規模や待遇、予算規模、事業内容等のセンターの運営に関する基本的なデータを定期的に調査し、公表するとともに、地方公共団体に対する情報提供等を行い、センターは、それらを運営及び業務の参考とする。

6 業務のデジタル化

4で述べたように地方公共団体の施策・事業を展開していくことの持続可能性が厳しくなる中で、施策・事業の持続可能性を確保するためには、人材の確保・育成だけでなく、デジタル技術の徹底活用による業務の効率化についても同時に取り組む必要がある。

例えば、実態調査の結果、約3割のセンターが相談記録を手書きで管理していることが明らかになった。機構及びセンターの機能強化後、相互間の速やかな情報共有、また、機構からセンターに対して知見・ノウハウがスムーズに提供されるためには、機構の支援の下、センターごとにばらつきのある記録方法ではなく、同じフォーマットに統一することが考えられる。

なお、機構においては、「女性版骨太の方針2025」に記載された情報プラットフォームの在り方について検討を進め、各センターで実施した講座やイベントの概要、講師に関する情報を他のセンターに共有する等、可能なものからデジタルを活用した業務の効率化を進めていくこととしている。

7 個人情報の保護と守秘義務の徹底

センターは、相談対応を始めとした業務の性質上、個人情報を始めとする機微な情報を扱うことがある。この点、個人情報保護法に則った然るべき対応が求められる。

また、守秘義務の徹底の観点からは、センター内のみならず、連携機関との間でも秘密が守られるよう、情報の慎重な取扱いが求められる。その一方で、センターが関

係機関・団体と連携して、地域の課題解決のための実践的活動を効果的に展開するに当たっては、情報の秘匿が円滑な連携を阻害する場合がある。そのため、秘密を守りつつ円滑な連携ができるよう、関係機関における個人情報の取扱いについて業務マニュアル等を策定の上、相談内容や傾向等について共有することが考えられる。

8 その他

センターは、地域の多様な住民が参画し、男女共同参画を進める拠点となることが重要である。これまで、センターによっては、利用者が一部の層（女性、高齢者等）に固定化している等の課題があるが、男性や若年層の利用を進める必要がある。

センターはできる限り、幅広い住民に施策・事業を展開できるよう配慮するとともに、センターの目的や業務内容について、より多くの住民に知ってもらえるよう努めることが望ましい。具体的には、若年層も含めた幅広い年齢層の地域住民を対象に、SNSを含む様々な媒体や機会を通じて、センターが何を目指す機関なのか、どのような機能を有しているかといった情報から、講座の開催日時や場所、相談対応を受け付ける日時、場所等、個々の事業の利用方法といった細かな情報まで分かりやすく発信することが考えられる。

なお、例えば、男性が男性であるが故の困難を気軽に相談できる窓口が少ないことを踏まえ、男性のみを対象とした相談対応の実施日を設けることや、企業等において女性労働者が男性労働者に比べて相当程度少ない場合に、女性管理職育成の研修を実施すること等、男女共同参画の観点から特定の対象に絞って事業を行うことは、広く地域社会に開かれた存在というセンターの理念から逸脱するものや差別に当たるものではないことに留意が必要である。

センター主催の事業については、常に当該事業が地域の男女共同参画社会の形成を促進する上でどのような意義があるのかを意識するとともに、住民に対する説明責任を果たせるよう十分に留意すべきである。

また、地方公共団体によっては、センターが管理する施設（会議室等）について、一定以上の稼働率を目指さねばならないといった実情を抱えている運営者も存在することが想定され、実際に音楽会や料理教室等のレクリエーション活動やボランティア活動等を行う場として広く一般に開放している例がある。

そのような場合、男女共同参画との関連性が問われることも考えられるため、利用者に男女共同参画に関する広報・啓発資料を配布することや、センターの事業案内等を行うことで、センターの役割をよく周知し、男女共同参画に関する理解促進につながる機会を設けるなどの工夫を凝らすことに留意が必要である。

男女共同参画センターは、地域における男女共同参画社会の形成を促進するための重要な拠点であるが、一方で、人員や予算に限りがあるのも事実である。センターの運営に当たっては、限られた資源を効果的に活用し、女性活躍・男女共同参画の推進という本来の目的の達成に真に資する取組に重点を置いた事業展開を行うことが求め

られる。そのためには、不断に事業内容を検証し、見直しを図る必要がある。

事業の効果検証に当たっては、地域における実態把握を通じて、事業の評価指標（K P I）の設定にも資するデータの収集を図るとともに、数値目標の設定が困難な事業についても、事業の目標や目標達成に至るまでの流れを論理的に整理して公表するなど、当該事業が地域の男女共同参画社会の形成の促進にどのように寄与しているのかについて説明責任を果たしていくことが望ましい。

最後に、本ガイドラインに加えて、各地のセンターにおける取組を紹介する取組事例集を参考資料として作成しており、適宜参照されたい。